

議案第27号

三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、三朝町国民宿舎事業管理者（以下「管理者」という。）の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者の給与の額の特例）

第2条 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における管理者の給料月額、三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三朝町条例第 号。以下「管理者給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における管理者の期末手当の額は、管理者給与条例第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。